

別紙 1

埼玉県県営住宅子供の居場所づくり事業概要

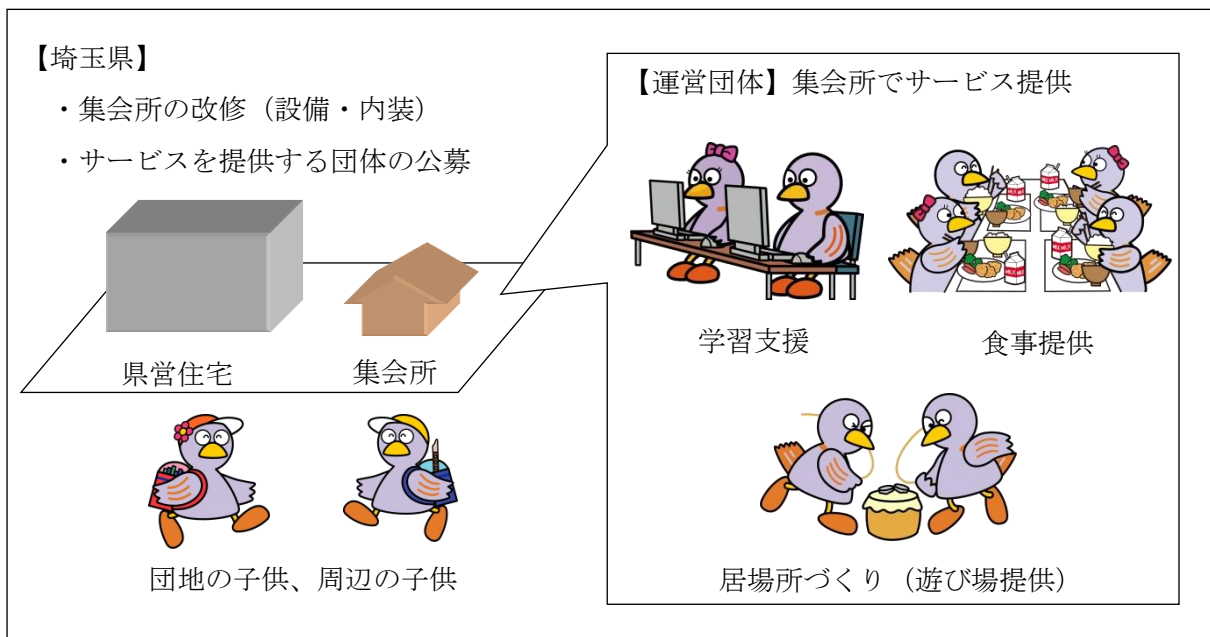
埼玉県県営住宅子供の居場所づくり事業の概要は、以下のとおりです。

なお、詳細については、基本協定締結後、埼玉県、運営団体及び事業を実施する県営住宅の自治会等が協議して決定するものとします。

1 事業の概要

埼玉県が指定する県営住宅(越谷間久里住宅又は新座野火止南住宅)の集会所において、県営住宅の入居者等(主に子供)を対象に、①学習支援、②食事提供、③居場所づくり(遊び場提供)を運営団体が実施します。

使用する集会所は、子供が遊びやすいように床材をクッション性のあるものに張り替えたり、食事提供のため厨房を広くしたりするなど、必要な改修を埼玉県が行います。



2 集会所の概要

(1) 越谷間久里住宅（案内図、団地配置図、集会所図面、集会所写真は別添1のとおり）

【床面積】100㎡ 【間取り】ホール、和室、洋間、湯沸し室、トイレなど

(2) 新座野火止南住宅（案内図、団地配置図、集会所図面、集会所写真は別添2のとおり）

【床面積】100㎡ 【間取り】集会室、和室、湯沸し室、トイレなど

別紙 1

3 基本事項

対象者等の基本的な事項は、以下のとおりです。

(越谷間久里住宅及び新座野火止南住宅共通事項)

番号	項目	内容
(1)	対象者	原則、子供（中学生以下）とその保護者
(2)	対象地域	埼玉県が指定する県営住宅及びその周辺地域（原則、当該県営住宅に隣接する自治会の地域）
(3)	対象人数	20～40人程度
(4)	集会所 使用料	無料
(5)	集会所の 光熱水費	運営団体が負担する。
(6)	集会所へ の交通費	運営団体が負担する。（運営スタッフやボランティア（必要に応じて）の集会所までの交通費）
(7)	消耗品費	運営団体が負担する。

4 運営事項

運営団体が運営にあたって実施する事項は、以下のとおりです。

(越谷間久里住宅及び新座野火止南住宅共通事項)

番号	項目	内容
(1)	運営回数	原則、月2回以上開催する。 （食事提供、学習支援を月単位で原則2回以上開催する。） （居場所づくり（遊び場提供）は毎回実施する。） ※食事提供と学習支援については、以下の（例1）や（例2）のケースは、月2回の条件をクリアしていることとします。 （例1）食事提供と学習支援を別の日に分けて開催（月1回ずつ） ※運営は月2日間。食事提供1回、学習支援1回、合計で月2回開催。 （例2）食事提供と学習支援を同日にまとめて開催（月1回） ※運営は月1日間。食事提供1回分、学習支援1回分とカウントし、合計で月2回開催。

別紙 1

(2)	運営時間	【平日の場合】概ね 16:00～20:00 【土日祝日の場合】概ね 11:00～15:00 ※準備等の時間を含む。
(3)	開始時期	平成 31 年 2 月頃（集会所の改修が終了した後）
(4)	運営期間	原則 3 年程度
(5)	参加者の募集	参加者を募集すること。 （県営住宅入居者の子供を優先して募集すること。）
(6)	参加者の送迎	必要に応じて、子供の送迎を行うこと。
(7)	運営スタッフ	中核となるスタッフを配置すること。
(8)	福祉関係機関連携	参加者の中に福祉的支援が必要な方がいる場合は、地域の福祉関係機関（市役所福祉関係部署等）につなげること。 （例）虐待を受けていると思われる子供がいた場合
(9)	ボランティア	運営に協力するボランティアの募集をすること。
(10)	ボランティア保険	ボランティアを対象とした保険に加入すること。
(11)	損害・賠償保険	参加者を対象にした保険に加入すること。
(12)	食事提供	原則、県営住宅の集会所の厨房で調理した食事を提供すること。
(13)	食事料金	【子供】原則無料とすること。 【大人（保護者等）】実費相当分の範囲で設定すること。
(14)	食材調達	食事提供に必要な食材を調達すること。
(15)	食品衛生手続き	保健所へ許可（又は届出など）の手続きをすること。
(16)	食品衛生責任者	食品衛生責任者を 1 名置くこと。
(17)	アレルギー対策	参加者のアレルギー対策を講じること。

別紙 1

(18)	学習支援	子供の宿題等をみるなどの学習支援を行うこと。
(19)	居場所づくり	子供の居場所となるような遊び場の提供をすること。
(20)	見守り体制	子供が遊ぶ際に、スタッフ又はボランティアが見守るようにすること。
(21)	イベント開催	子供やその保護者が参加しやすいイベントを開催すること。
(22)	冷蔵庫等家電製品	食事提供に必要な家電製品を用意すること。
(23)	調理器具・食器等	食事提供に必要な調理器具や食器等を用意すること。
(24)	個人情報	参加者の個人情報の取扱いに十分注意し、知り得た情報は秘密を保持すること。
(25)	自治会調整	事業を実施する県営住宅の自治会と十分調整したうえで運営すること。
(26)	報告	年間計画（年度当初）と運営実績（毎月）を埼玉県へ報告すること。

5 運営団体への支援

(1) 費用負担

上記3（5）集会所の光熱水費、（7）消耗品費及び上記4（22）冷蔵庫等家電製品、（23）調理器具・食器等については、平成30年度は、運営団体が負担した費用の一部を支援します。支援の額は、各項目の合計で、1つの県営住宅あたり5万円までです。支援の対象は、埼玉県等と運営団体が協議して決定します。

(2) 事業を実施する県営住宅の自治会との調整

運営開始までは、運営団体が事業を実施する県営住宅の自治会と運営事項を調整する際は、埼玉県も参加します。